

令和2年5月7日

保護者各位

岸和田市子育て施設課

## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための 保育の規模縮小及び家庭保育の協力について（再要請）

保護者の皆様には、日ごろから保育所（園）、認定こども園等の運営にご協力いただきありがとうございます。

この度、府内において改正新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が延長されることとなり、市立の幼稚園、小学校、中学校では5月31日まで臨時休業期間が延長されました。

保育所等においては、既に5月末まで家庭での保育を要請し、保育の規模を縮小しているところですが、「緊急事態宣言」が延長されたことを受けて、改めて家庭での保育を要請することとしました。

つきましては、5月末までの期間、家庭での保育が可能な児童の登園を控えさせていただきますようお願いいたします。家庭での保育が困難な児童については、規模を縮小して保育を実施します。

### 【家庭での保育が可能な例】

- 学校園の休業に伴い、兄弟児と在園児と一緒に保育できる場合。
- 感染予防のための休職が認められ、家庭での保育をできる場合。
- 育児休暇を取得中で、乳児と在園児と一緒に保育できる場合。
- 親類等の協力により、家庭での保育をできる場合。